

財団法人交流協会と亜東関係協会との
日台双方が相手側の空港において入境事前チェックを
行うことに関する覚書

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第三項（3）に関連し、次の事項が実施されることについて必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

1. 台湾側は、日本側が法務省の入国審査官を交流協会の嘱託職員として台湾に派遣し、台湾の空港において日本を最終目的地とする民間航空機の乗客に対し、入境事前チェックを行うことを認める。ただし、同入境事前チェックは、強制を伴わない任意のチェックとする。
2. 日本側は台湾側が日本で同様の措置を必要とする場合、平等互惠の精神に基づき処理する。
3. 本覚書に不備事項又は実施期間中に何らかの問題が生じた場合、双方が友好的に協議して解決する。
4. 本覚書に基づく入境事前チェックは、双方のいずれかの側からも書面で相手側へ中止を通知することができる。
5. 双方代表が本覚書に署名し、誠実に遵守する。本覚書は日本語と中国語で各2部作成し、どちらも同様の効力を有する。

2007年10月1日

財団法人交流協会台北事務所総務部長

伊藤 康一

伊藤 康一

亜東関係協会秘書長

黄 諸 侯

黄 諸 侯